

動物園法学事始め

第一回 動物園とは何か

法学の視点から考える

諸坂 佐利 (神奈川県 神奈川大学 法学部)

おそらく動物園というものを知らない人はいないでしょう。人は一生のうち少なくとも3回は動物園を訪れるといいます。幼児のとき、小学校の遠足で、そして親になってから。孫を連れて行くとしたら4回になります。ちなみに私の初デートは上野動物園でした。しかし、では、動物園とは何か、こういった要件を備えたら動物園と呼べるか、と問われると、これに明快に答えられる人は、おそらくいないのではないかと思います。なぜかというところ、現在、少なくともわが国では「動物園」の定義が存在しないからです。法律の規定もありません。ある調査によれば、わが国には約500もの動物園があるとされますが、それは“自称”動物園というもの、見世物小屋的なもの、あるいは傍(はた)から見れば動物園だけれども施設自体はそれを名乗っていないもの——事実、寛永6年開園の日本最古の遊園地と称される“浅草花やしき”には、戦後直後には、上野動物園にも負けず劣らずの数々の動物、大型哺乳類を展示しており、その人気は“上野”をも凌ぐものであったようです——まで、多種多様なのです。動物園を、「動物を展示してお客さんからお金をいただく事業形態」とザックリ定義するとしたら、いま流行りの猫カフェやペンギンカフェなども“動物園”にカテゴライズされてしまうでしょう。他方、現在、国の特別天然記念物のツシマヤマネコは、井の頭自然文化園やよこはま動物園ズーラシアのほか、10か所で公開展示されていますが、そのうちの対馬野生動物保護センターは、環境

省所管のツシマヤマネコのみを生体展示をしています。しかしここは明らかに“動物園”というよりは“研究所”であり、希少種や生物多様性に特化した普及啓発を目指した“教育施設”です。ツシマヤマネコやライチョウなど国内の絶滅危惧種のほか、ゾウやゴリラといった海外の絶滅危惧種の保護増殖を目指しつつ、その教育的普及啓発まで臨む、いくつかの動物園は、もはや単なる“展示施設”の域を超えた、国際貢献の一役を担う大学類似の研究機関と呼んでもおかしくないものといえましょう。

このように“動物園”という存在は多種多様です。これを是と捉えるか、非と捉えるか。動物園という社会的役割は、私たちの生活を潤い、癒しを与える、いわばレクリエーション施設だと割り切るなら、その形態はバラエティに富んだほうがよいでしょう。しかし動物愛護ないし動物福祉といった観点に立てば、そう安閑とはしてられない深刻な状況が見えてきます。

動物園を明確に定義づけられないこと、そしてその裏返しの問題として現在、ネコカフェから研究施設まで多種多様な“動物園”が存在していることについては、実は、わが国の動物園に対する現行法のあり方が深く関係しているのです。動物園の設置や運営について関連する法律を列挙するならば、博物館法、都市公園法、自然公園法、そして動物愛護管理法を挙げることができます。先に挙げたツシマヤマネコの公開展示

といった事柄まで視野に入れると生物多様性基本法や種の保存法、文化財保護法も関係してきます。しかしこれらの法律は動物園を真正面から捉えるために制定された法律ではありません。

博物館法は、博物館の定義について、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定めており（第2条）、この“自然科学に関する資料を収集し、保管・育成・展示”といったところから類推解釈して動物園は同法の範疇で捉えられるのですが、しかるに同法に動物園なる表記を確認することはできません。同法は博物館設置に係る登録制を義務化していないので（第10条）、現在登録されている動物園は唯一、日本モンキーセンターのみです。先に挙げた井の頭も上野も、ズーラシアも実は未登録園。博物館法を所管する文部科学省はこれを「博物館類似施設」と称しています。博物館法の規定が適用されない博物館といったところです。

動物愛護管理法は、動物園を第一種動物取扱業者と位置づけ、登録の義務化を図っていますが、このカテゴリに入る業者は、実は動物園だけではありません。ペット業者、映画撮影のためのペットレンタル業、老

犬老猫ホーム、そしてサーカスも入ります。要するに動物を生業にしている業態はすべて第一種動物取扱業者というわけです。ちなみに法律名で「愛」が登場するのは、この法律だけです。私は、生物多様性や絶滅危惧種保全、あるいは動物園行政を法律学、公共政策学の観点から研究している者ですが、動物愛護と動物福祉は別物と考えています。およそ動物愛護とは、動物に愛情を注がなければならない「人」の主観の問題であって、対象は動物“種”ではなく、その「人」の管理下にある“個体”としての動物です。しかしながら動物福祉とは、その動物“種”にとって何が福祉(=幸福)か。その種の本能や習性、食性、棲息環境を客観的に、すなわち科学の目を以って研究することを前提とした議論です。しかし現行の動物愛護管理法の英訳を調べますと、環境省のホームページで“the Act on Welfare and Management of Animals”(イタリック部著者)とあります。私は、これは明らかな誤訳と考えています。わが国におけるこの「動物愛護」と「動物福祉」の混同(=学術研究の未熟さ)は、わが国の動物(園)行政を考究するうえで重要なポイントであると考えています。昨今の日本の動物園水族館に対する海外からのバッシング、例えばイルカ問題(和歌山県太地町立くじらの博物館)やゾウのはな子の飼育環境問題(井の頭自然文化園)は、ここに元凶があるように考えています。この点については、また改めてお話しする機会が得られればと思っています。

さて動物園とは何か。本題に戻りますが、動物園を取り巻く法律には、博物館法、動物愛護管理法のほかに、都市公園法があります。この法律が念頭に置く「動物園」は、国または地方公共団体が設置・運営する公立動物園のみです。また同法の解釈では、「動物園」とは、「都市公園」そのものではなく、それに附随する「公

園施設」という位置づけです(第2条第2項)。「公園施設」とは、「都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる」施設であって、植栽、噴水、ベンチ、ぶらんこ、水泳プール、駐車場や便所、門やさくなどが列挙されています。“いのち”を預かり、育成し、ときに絶滅危惧種保全政策(国家プロジェクト)の重要な担い手である動物園は、これら施設(営造物)と同列なのです。

自然公園法施行令第1条第9号にも、「公園事業となる施設の種類」として「動物園」なる文字を発見することができますが、同列の物に、道路、広場、休憩所、公衆便所などが挙げられています。都市公園法と同レベルの箱物議論ですね。都市公園法は国土交通省が所管の法律ですから、動物園を施設(箱物)という範疇でしか捉えないのは、解らなくもないのですが、環境省所管の自然公園法も国交省と同次元の議論をしている、これはいただけません。

およそ法律(学)の世界では、「動物園」の議論は、いまだ黎明期といえるでしょう。しかしながら現在、動物園なる存在は、その社会的位置づけ、国際社会における役割を考えたととき、大いなる転換期を迎えていると思います。公益社団法人日本動物園水族館協会(JAZA)のホームページには、動物園の役割として4つ、①種の保存、②教育・環境教育、③調査・研究、④レクリエーションを挙げています。このうち②は「教育」と「環境教育」とを明確に分けていますが、前者は主として子どもたちが色々な動物に実際に触れたりして、「体験」という五感で学ぶ場として動物園が機能することへの期待に他ならず、後者は、一定の学術的調査・研究をベースとした動物の習性や自然生態系保全に関する教育施設としての動物園でありましょう。すると、②の「教育」や④のレクリエーションなら特段の学術的環境が備わっていない動物園で

もある程度の任務を果たし得ると思われませんが、①の種の保存や③の調査・研究、そしてその一定の成果発表の場としての②の「環境教育」といった場合には、動物園に一定の学術研究環境がハード・ソフト両面で完備されていなければならない。しかるにそういった環境を整えている園が果たしてわが国にどの程度存在するか。ましてや種の保存といった野生動物の棲息地(環境)をも包含した保全政策(この問題は生物多様性政策と密接不可分の関係にある)といった、地球規模で考究されなければならない問題、多分に先進国の国際貢献といったコンテキストで語られる国家戦略的に展開されるべき問題、すなわち超高次公益性を有する政策(ビジネス)を担える(託せる)園がJAZA加盟園でいくつ挙がるか。そしてわが国には国立動物園は存在しません。JAZAに加盟する園は、現在90に上りますが(全体の5分の1にも満たない)、そのうちのほぼ9割方が地方公共団体が設置した公立動物園です。一地方公共団体の視野に国際貢献はおよそ入ってきません。入れる義理すらない。まずそもそも住民の賛同が得られないでしょう。しかるに実は、この自治体立動物園という事業形態そのものが、その他の民間経営と同様、動物愛護や福祉といった視点からは多くの問題を生み出していると考えます(この点については次回詳しくお話しします)。

他方、動物園を直接的に捕捉する法律(学)の不存在(法規制の不十分性)は、動物園動物に対する劣悪環境での飼育の放置、虐待、自然死以外の死亡事故、動物の密輸、外来種の発生、動物由来感染症(鳥インフルエンザや口蹄疫等)など、いろいろな社会問題の温床となり得ます。一昨年、札幌市立円山動物園で発生した「マレーグマ ウッチーの死亡事故」は、明らかに園の飼育(マネジメント)体制の不備であっ

て、刑事事件には発展しなかったものの、市は、同園に対して改善勧告を发出了しました。同園ではこれまでも数々の動物の死亡事故をひき起こしています。ワラビーの飼育環境不備による死亡事故(2010年3月)、エゾヒグマの別個体攻撃による死亡事故(2010年11月。当該事件はウッチー死亡事故に相通ずるものがあるといえよう。)、シンリンオオカミの他個体からの噛み付きによる出血死(2013年1月)、コツメカワウソのプールでの溺死事故(2013年1月と2015年5月)、マレーバクのプールでの溺死事故(2015年5月)。ウッチーの事

故の約1か月後にも、グラントシマウマの引越移動中の死亡事故(2015年8月)、マサイキリンの窒息死事故(2015年8月)が発生し、そして今年1月にはオオカンガルーの飼育施設での骨折死亡事故が発生しています。現在、市では抜本的な制度改革を進めており、筆者も、小菅正夫氏(旭川市立旭山動物園名誉園長、現札幌市環境局参与)からの依頼で、法政策的観点からのアドバイスをしているところです。

日本の動物園の課題は、法の不在性(法規制の不十分性)、国立動

物園の不在性(自治体立動物園の限界)、そして法解釈学・法政策学の未熟性に元凶の一端があるように考えています。が、紙面が尽きました。これらの点については次回お話ししましょう。

参考文献

石田戡著『日本の動物園』(東京大学出版会 2010年)

全国大学博物館学講座協議会西日本部会編『新時代の博物館学』(芙蓉書房出版 2014年)

愛知県弁護士会 生物多様性シンポジウム報告

弁護士 露木 洋司(愛知県弁護士会)

1 はじめに

2月18日、愛知県弁護士会5階ホールにおいて、中部弁護士連合会主催・愛知県弁護士会共催のシンポジウム「訴訟の場で生物多様性を主流化する～身近な自然を裁判で守る～」が開催された。弁護士、研究者、環境保護団体の関係者を中心に約80名が参加した。

第1部として、主催者からの事例報告、及川敬貴教授(横浜国立大学環境情報研究院)による基調講演が行われ、第2部として、同教授、市川守弘弁護士(札幌弁護士会)及び小倉孝之弁護士(神奈川県弁護士会)をパネリストに迎えてパネルディスカッションが行われた。

以下で、シンポジウムの概要を報告する。

2 事例報告(第1部前半)

まず、中部弁護士連合会・愛知県弁護士会から、自然保護に関わる最近の事例の報告がされた。

小島智史弁護士(愛知県弁護士会)

からは、平針里山開発許可取消訴訟についての報告がされ、名古屋の里山保全のための訴訟において、一部の原告適格が認められ中身の判断に立ち入れたのは良かったが、本来中心的な争点に据えていたはずの里山の価値に関する環境上の利益という観点からは原告適格が認められなかったという指摘がされた。

中倉秀一弁護士(愛知県弁護士会)から尾鷲市採石認可訴訟についての報告がされた。漁協の代理人として、漁業を営む権利を維持するという観点からの訴訟追行であり、必ずしも一次的に環境保全を意識して主張していたわけではないという留保の下、土砂が流れ込んで湾が汚染されると養殖ができなくなるという状況等について環境保全的観点からの議論もされたといった報告があった。

原田彰好弁護士(愛知県弁護士会)から、泡瀬干潟埋立公金支出差止訴訟の紹介がされた。差し止めを認められた第1次訴訟とは異なり住民側の請

求を棄却した第2次訴訟の判断に対し、広い行政裁量を認める裁判所には自然環境を守る役割を期待できないといった問題点が指摘された。

坂本義夫弁護士(富山県弁護士会)からは出し平ダム排砂差止等訴訟に関して、損害の立証に困難があったこと、裁判所の囑託により公害等調整委員会の原因裁定がされたことなどが報告された

3 基調講演(第1部後半)

続いて、及川敬貴教授による「自然保護訴訟から生態系サービス訴訟へ」と題する基調講演が行われた。前半で報告された事例も含めこれまでの自然保護訴訟を整理しつつ、以下の問題意識等が示された。

「生物多様性の主流化」とは、生物多様性条約上の文言ではないが、生物多様性条約10条の実践として、国のあらゆる意思決定に生物多様性への考慮を取り込んでいこうという目標のもと、生物多様性への考慮が各国の法令・政策等に組み入れられ

環境と正義

Environment & Justice

3/4
2017

事件最前線

— 辺野古 最高裁判決の問題点

寄稿

— 辺野古新基地建設と
不作為の違法確認訴訟 (下)

事件最前線

— 大垣警察市民監視違憲訴訟

事件最前線 — 石木ダム事件

動物園法学事始め 第一回

動物園とは何か 法学の視点から考える

愛知県弁護士会

生物多様性シンポジウム報告

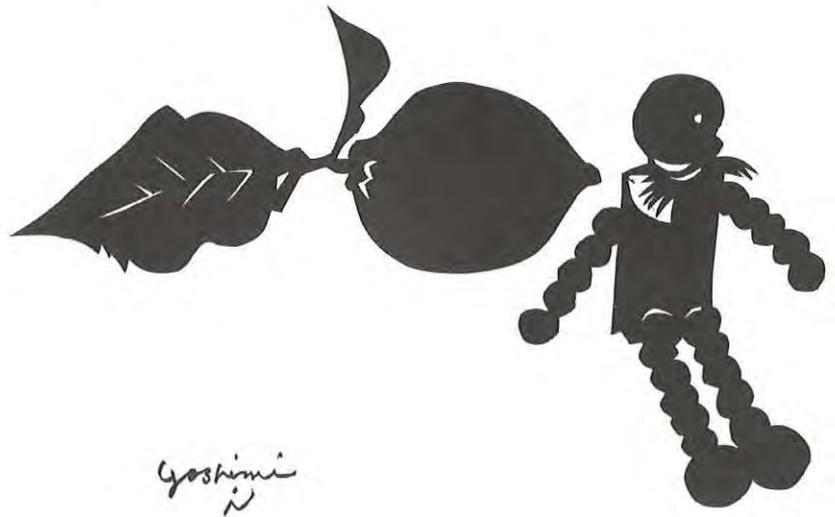
生物多様性条約

メキシコ・カンクンCOP13参加報告

ニュースクリッピング

NGO紹介

— NPO法人 倉敷町家トラスト



Essay

画：西村好美

晩酌と環境

土曜日が日曜日に、プールに行く。一昨年、腰の痛みの改善のため、いろいろ試したひとつが、水泳だったのだ。週末は、プールのあるビルの隣で、農家などから生産者が来て、大きなマーケットを開いている。泳いだ帰りの、血行が蘇った心地よさのまま、季節の野菜をぼつぼつ買うのが楽しみだ。

無農薬、有機農法、オーガニック。野菜、果物、卵、蜂蜜、黒酢を散布して作るお米も、土佐の巨大な生姜のひと株も、生産者がそれぞれの手法で安全、安心を表明するものだ。食に影響する「環境問題」といえば農薬、土壌、気候、放射性物質、公害、地域開発、生物多様性…と多岐に亘るが、手にとるひと束の菜っ葉に、今晚のアテの一皿に、それらは集約される。小さな出店に立つ人々の、今ならいい陽気に誘われたような短いおしゃべりにも、必ず何かの決意が潜む。

ありきたりな感想で恐縮だけれどこの市場で買う野菜は、それぞれ独特の甘みや苦みや香りがしっかりあって、確においしいのだ。日持ちもいい。大好きなケールは、濃い緑色の厚い葉と、たくましい茎を刻んで、じゃこ炒めに、ナッツとサラダに。紫や白の細い人参を、そのままぼりぼり食べることも、覚えてしまった。こうして、生理的に、直接的に、地域や世界の在りようを、覚えていく。

値段は、少々高い。生産者は関東圏からだけではないから、地産地消とは言えないかもしれないし、などと、閉店間際のセール品を選びつつ、考える。駅への道には酒屋があって、無濾過の生純米酒や、ヴァンナチュールと呼ばれる自然な作り方のワインが並び、これまた環境の危機に對峙する生産者の心意気の結実。

さてさて、帰宅して、一杯。見た目は贅沢でないけれど、贅沢かもしれない、わが家の晩酌が、自然で普通のことであるように。それもまたJELFの活動の目標と信じている。

(弁護士 寺田伸子)



日本環境法律家連盟

JAPAN ENVIRONMENTAL
LAWYERS FEDERATION